

阪南市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、阪南市立小学校又は中学校（以下「本市立小中学校」という。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童・生徒」という。）の保護者に対して特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することで経済的負担を軽減するとともに児童・生徒の就学の奨励を図り、もって義務教育の円滑な実施を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者 児童・生徒の親権者又は後見人若しくは監護者をいう。

(2) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成26年文科初第27号。以下「算定要領」という。）により算定した保護者の属する世帯の収入額をいう。

(3) 需要額 算定要領により測定した保護者の属する世帯の需要額をいう。

(対象者)

第3条 奨励費の支給を受けることができる者は、本市立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうち、次の全てに該当する者とする。

(1) 特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者

(2) 収入額が需要額の2.5倍未満である者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助が行われていない者

(4) 阪南市就学援助費支給要綱（平成9年阪南市教育委員会訓令第1号）に基づく就学援助費が支給されていない者

（奨励費の種類及び支給額）

第4条 奨励費の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、支給額は阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が予算の範囲内で定めるものとする。

(1) 学用品・通学用品購入費

(2) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

(3) 校外活動参加費（宿泊を伴わないもの）

(4) 校外活動参加費（宿泊を伴うもの）

(5) 修学旅行費

(6) 学校給食費

(7) その他教育委員会が必要と認める経費

（受給申請）

第5条 奨励費の支給を受けようとする保護者は、特別支援教育就学奨励費受給申請書（兼辞退届）（様式第1号。以下「申請書」という。）及び世帯の収入がわかる証明書類を教育委員会に提出しなければならない。

（支給認定）

第6条 教育委員会は、前条により保護者から提出された書類及び保護者の同意を得て取得した税情報に基づき、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（様式第2号。以下「需要額調書」という。）を作成する。

2 教育委員会は、申請書及び需要額調書の内容を審査のうえ、支給認定の可否を決定し、保護者及び学校長に通知するものとする。

(支給期間)

第7条 前条の規定により支給を決定した奨励費の支給期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、当該年度中途に第3条に掲げる受給対象者となった者については、受給対象者となった日から当該年度の3月31日までとする。

(支給時期)

第8条 奨励費は、第1回支給分については当該年度の9月末まで、第2回支給分については当該年度の1月末まで、第3回支給分については当該年度の3月末までに支給する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、別の時期に支給することができる。

(支給方法)

第9条 奨励費の支給は、申請書にて保護者が指定した口座へ振り込むことにより行うものとする。ただし、保護者が指定口座の変更を申し出た場合は、振込先口座を変更することができる。

(支給認定の取消し等)

第10条 教育委員会は、奨励費の支給期間内において、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励費の支給認定を取り消し、又は既に支給した奨励費の全額若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 受給者が辞退したとき

(2) 受給者が第3条各号いずれかに該当しなくなったとき

(3) その他教育委員会が奨励費の支給決定の取消しを必要と認めたとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。